

平成25年度税制改正（税負担軽減措置等）見直し事項

（ 廃 止 ・ 縮 減 ）

No	2	府省庁名 農 林 水 産 省
対象税目	個人住民税 法人住民税 住民税(利子割) 事業税 <u>不動産取得税</u> 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
見直し 項目名	農業協同組合等が貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の廃止（HACCP 法関係）	
見直し 内容 (概要)	<p>・特例措置の内容 農業協同組合、中小企業等協同組合などが「食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法（以下「HACCP 法」という。）」に基づく「製造過程の管理の高度化に関する計画（以下「高度化計画」という。）」の認定を受け、(株)日本政策金融公庫から「食品産業品質管理高度化促進資金（以下「HACCP 資金」という。）」を借り入れて共同利用施設（製造又は加工のために供する家屋部分）を取得した場合（増改築を含む）、不動産取得税の課税標準の算定において、取得価格に対する貸付金額の割合を乗じて得た額を控除。</p> <p>・見直し内容 本特例措置については、平成23年度税制改正要望において、従来の恒久措置が見直され、適用期限（平成25年3月31日）が設けられたところ。 平成22年度税制改正大綱の「地方税における税負担軽減措置等の見直しに関する基本方針」において、特に厳格な見直しを行うとされている要件のうち、本特例措置は、①実施期間が長期にわたる措置（10年超）、②適用要件が少ない措置（100件未満）、③適用金額が小さい措置（1億円）の全てに該当している。 また、本特例措置は、平成17年度以降は実績がなく（創設以降これまでの実績は2件のみ）、今後も実績が増加することは見込まれない状況。 このため、本特例措置については、一定の役割を果たしたものとして廃止するものとする。</p>	
〔関係条文〕	〔地方税法附則第11条第14項〕	
増収 見込額	0（ 0 ）（単位：百万円）	
廃止 又は 縮減の 理由	<p>HACCP 法は、平成10年に5年間の臨時措置法として制定され、その後、平成15年及び平成20年の法改正によってそれぞれ5年間延長されたことから、現行制度の下では適用期限が平成25年6月末となっている。本特例措置は、HACCP 法に基づく金融支援と併せ、税制の面から負担を軽減することにより、HACCP 手法の導入促進を図ろうとしたものである。</p> <p>高度化計画については、この5年間、毎年20件程度認定されているものの、本特例措置の適用要件である事業協同組合等による計画認定は0～2件程度となっているところである。</p> <p>一方、HACCP 手法導入に当たっての課題として、食品製造事業者からは「HACCP 手法を指導できる人材がいな」との指摘があることから、本特例措置以外の支援策として、HACCP 手法の導入を図ろうとする事業者に対して、導入に必要な人材育成や低コストな HACCP 手法の普及・推進のための専門家派遣を支援する補助事業を実施しているところである。</p> <p>このような状況を踏まえ、今後、HACCP 手法の導入促進を図るためには、引き続き人材育成のための研修会の開催や、低コストな HACCP 手法導入のための現地指導等を推進していくことが一層重要になると考えられることから、本特例措置は一定の役割を果たしたものとして廃止するものとする。</p>	
ページ	2—1	